

公布された規則のあらまし

◇特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

特定非営利活動促進法施行条例等の改正に伴い、設立の認証の申請等の公表の手続を定めるほか、必要な改正を行いました。（第3条、様式第1号の2、様式第20号関係）

2 施行期日

この規則は、令和3年6月9日から施行することとしました。